

下記業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

釧路市長 鶴 間 秀 典

記

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業 務 名 市立釧路総合病院患者給食業務
- (2) 業 務 概 要 「市立釧路総合病院患者給食業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」という。）」のとおりに
- (3) 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日
- (4) 提案上限額 ① 管理費（総価）
業務期間総額 637,560,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
② 食材費（単価）
朝食 300 円 昼食 400 円 夕食 400 円 デイケア 400 円
（消費税及び地方消費税を含まない。）

2 実施スケジュール

項 目	日 程
告示（実施の公表）	令和 8 年 7 月 3 0 日（木）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日（金）
参加資格確認結果の通知	令和 8 年 8 月 1 2 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 9 月 2 8 日（月）
選定結果の通知	令和 8 年 9 月 2 9 日（火）

詳細については、「市立釧路総合病院患者給食業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」のとおりに

3 参加資格要件等

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「参加者」という。）は、次の資格を有する単体企業であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 釧路市の入札参加資格者名簿の主要品目が【給食提供】で登録もしくは追加登録申請中

又は契約締結時までに追加登録見込であること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度、釧路市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 経営状況が健全であること。なお、健全であるとは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者を指す。
- (7) 令和 3 年 4 月以降に許可病床数 200 床以上の病院において患者給食業務を履行した実績があること。
- (8) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 に基づき、患者等給食の業務を適正に行う能力のある者であること。
- (9) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会の認定事業者業種「院内調理患者等給食」に認定されていること。
- (10) 市長が指定する期日から仕様書に基づき、本業務の受託・実施を行うことができること。
（優先交渉権者選定後から本業務に関する準備を開始し、市長が指定する期日より本業務に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。）
- (11) 受託業務の遂行が困難になった場合、仕様書の条件を備えた、代行保証体制がとれることが確認できること。
- (12) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (13) 選定委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (14) 北海道内に本店、または支店、営業所（法人登記していること）があること。

4 参加者の条件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 受託者は、医療法施行規則第 9 条の 10 第 1 号の規定に適合する者を受託責任者として、業務実施場所に専従配置すること。
- (2) 受託責任者の職務を代行する者（以下「受託副責任者」という。）を常勤の従事者より選任し、配置すること。
- (3) 調理業務における責任者（以下「調理責任者」という。）を常勤の従事者より選任し、配置すること。
- (4) 受託業務の円滑な遂行にあたり、管理栄養士、栄養士、調理師等を適正な人数配置すること。

5 参加者が本業務に配置する責任者等の要件

(1) 受託責任者

受託責任者は、次の①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士の資格を有すること。
- ② 医療機関において、患者給食業務の経験を3年以上有すること。
- ③ 業務を統括し、業務全般の指導・助言する能力を有すること

(2) 受託副責任者

受託副責任者は、次の①～③の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。
- ② 病院又は他の給食施設において給食業務の経験を有していること
- ③ 受託責任者を補佐し、業務従事者に適切な指導・助言する能力を有すること。

(3) 調理責任者

調理責任者は、次の①～②の要件を全て満たすこと。

- ① 管理栄養士、栄養士、調理師のいずれかの資格を有すること。又は大量調理業務（新調理含む）に関する知識及び経験を有すること。
- ② 調理業務従事者に適切な指導・助言する能力を有すること。

(4) その他の業務従事者

業務従事者は、作業能力が十分と認められる者であり、行動が機敏かつ衛生観念に優れ、心身ともに健康である者

6 手続き等

(1) 関係書類等の交付方法

関係書類及び資料等は、市立釧路総合病院ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.kushiro-cghp.jp/>

(2) 参加表明書等の提出期限等

- ① 提出期限 令和8年8月7日（金） 午後5時必着
- ② 提出場所 北海道釧路市春湖台1番12号
市立釧路総合病院医療技術部栄養科
TEL : 0154-41-6121（内線1123）
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
詳細については、「実施要領」を確認のこと。

(3) 企画提案書等の提出期限等

- ① 提出期限 令和8年9月11日（金） 午後5時必着
- ② 提出場所 上記「6（2）②提出場所」に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
詳細については、「実施要領」を確認のこと。

7 その他

詳細については、「実施要領」を確認の上、参加すること。

※本告示についての問い合わせ先

市立釧路総合病院医療技術部栄養科

〒085-0822 北海道釧路市春湖台 1 番 1 2 号

TEL : 0154-41-6121 (内線 1123)

E-mail : kh520701@kushiro-cghp.jp